

宮崎労働局発表  
平成30年8月31日

## 【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室  
室長 丸山 太一  
監理官 多田真理子  
(電話)0985(38)8821

## 「働き方改革宮崎」のロゴマークの使用を外部に開放します！！

宮崎労働局（吉田研一局長）では、従前より「働き方改革宮崎」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用して、働き方改革に関する周知、広報を行ってまいりました。

本年7月6日には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布され、県内企業における働き方改革の一層の推進を図る必要があることから、このたび、外部の方々もロゴマークが活用できるよう、ロゴマークの使用取扱規程を定めました。

宮崎労働局では、このロゴマークを県内関係団体や企業に広く使っていただくことにより、働き方改革の認知度を高め、広く県内における働き方改革の意識の醸成につながることを期待しています。

なお、このロゴマークは、宮崎労働局のホームページからダウンロードできますので、適宜ご活用ください。



## — 添付資料 —

- 添付1 「働き方改革宮崎」ロゴマーク
- 添付2 「働き方改革宮崎」ロゴマーク使用取扱規程
- 参考 ロゴマーク活用事例

「働き方改革宮崎」ロゴマーク

① カラー



② モノクロ



「働き方改革宮崎」ロゴマーク使用取扱規程

平成30年8月14日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「働き方改革宮崎」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 働き方改革の推進を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 宮崎労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、宮崎労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

(補足)

第4条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、宮崎労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年8月14日より施行する。

宮崎労働局長

ロゴマークの活用事例

(例1)

本日はノー残業デーです。

定時に退庁し、心と体をリフレッシュ  
しましょう。

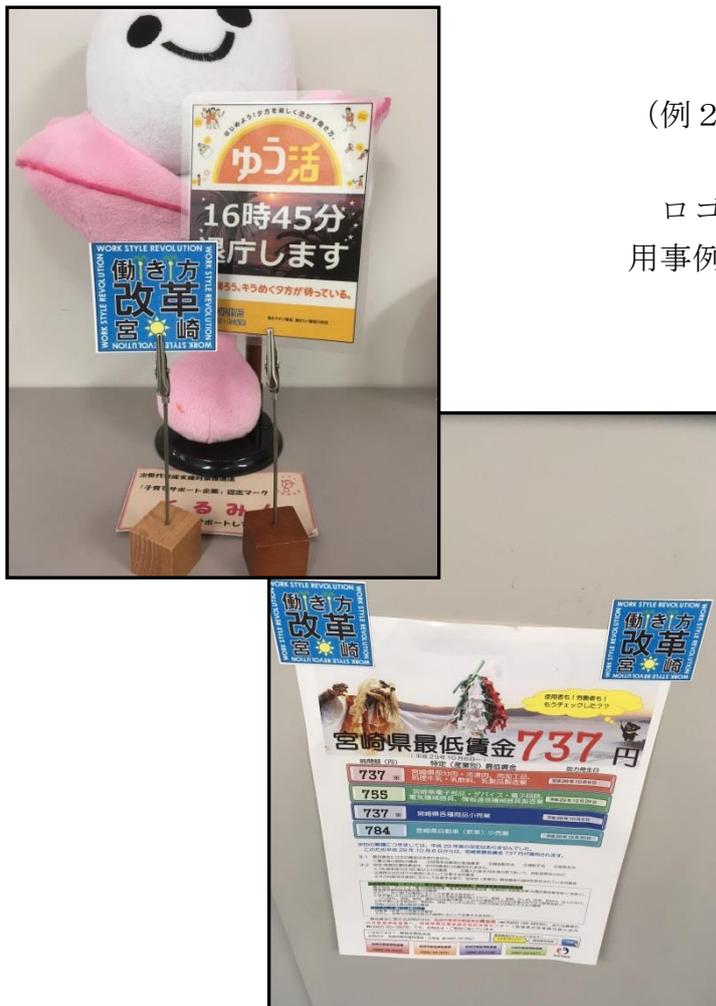
我が社は、働き方改革を推進していま  
す。



〇〇株式会社  
代表取締役

ロゴマークを使用した社内向けのお  
知らせの例

(例2)



ロゴマークを使用したグッズの活  
用事例